

稲吉東地内における開発行為から道路用地帰属までの経過

▽開発行為

1. 平成3年3月20日
「公共施設等の管理帰属等に関する協定書」締結
(開発行為者⇔千代田村)
2. 平成3年3月22日付け県土木695号(通知)
「都市計画法第29条の開発許可申請について」
(土浦土木事務所⇒千代田村)
3. 平成4年7月3日
「工事完了届」提出(開発行為者⇒茨城県)
4. 平成4年7月 日 ※日付未記載
「登記承諾書」提出(開発行為者⇒千代田町)
5. 平成4年7月14日
「現場検査指示書」発行(土浦土木事務所⇒開発行為者)
6. 平成4年8月31日付け県土木2537号(通知)
「開発行為に関する工事の検査済証の交付について」
(土浦土木事務所⇒千代田町)

▽道路帰属の申し入れ※本来、開発行為後すぐに帰属されるべきであったが、何かしらの理由により帰属されることがなく、以下のとおり開発行為者の相続人から帰属の申し入れがあった。

1. 令和5年3月6日
「公共施設帰属申出書」提出(相続人⇒かすみがうら市)
2. 令和5年5月8日付け(通知)(かすみがうら市⇒相続人)
「開発区域内道路用地の帰属について」
※公共施設等の管理帰属等に関する協定書が結ばれていたこと及び都市計画法第四十条第2項に基づき、道路修繕等の条件を付して帰属を受けるもの。

▽道路帰属の手続き

※境界標の復元及び舗装修繕等が完了したため、以下のとおり道路帰属の手続きを実施。

1. 令和7年3月24日
「現地確認」
2. 令和7年4月4日
「登記嘱託書」発行(かすみがうら市⇒水戸地方法務局土浦市局)
3. 令和7年4月8日
「登記完了証」受領(水戸地方法務局土浦市局⇒かすみがうら市)
4. 令和7年4月15日
「登記完了通知書」発行(かすみがうら市⇒相続人)